



みなみ パトロール

令和8年5月号
佐野警察署
0283 (24) 0110
南交番
0283 (24) 2987

自転車の安全で適正な利用の促進について

【交通反則通告制度（青切符）導入！！】

令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入されました。

自転車安全利用五則等を遵守し、安全で適正な利用をしましょう。

自転車の主な交通違反

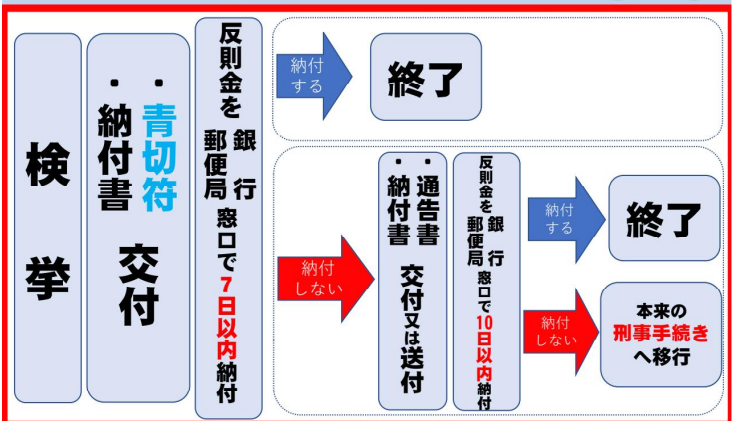
 並進走行・二人乗り 3,000円	 指定場所一時不停止等 5,000円
 歩道通行時の通行方法（徐行・停止） 3,000円	 傘差し・イヤホン使用 5,000円
 右側通行 6,000円	 信号無視 7,000円
 反則金の対象ではないけど、命を守るため、ヘルメットを必ずしましょう！	
 携帯電話使用等（保持） 12,000円	 遮断踏切立入り 12,000円

自転車違反

2026年4月1日

青切符導入

16歳以上が対象



青切符の対象となる違反行為の例

- ①重大な事故につながる恐れが高い違反（即検挙）
 - ・携帯電話使用等、遮断踏切立入り、自転車制動装置不良
- ②実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
 - ・信号無視をして他の車両に急ブレーキをかけた
 - ・違反を同時に2つ以上行っている（傘を差しながら信号無視）など
- ③警察官から指導警告されているにもかかわらず違反を行ったときなど



詳しくはこちらから

TOCHIGI POLICE

交通反則通告制度とは

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。

通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へは移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

